

効果検証センターに期待すること

高橋

哲

お茶の水女子大学准教授

本稿では、法務省矯正研修所効果検証センター（以下「センター」とします。）の設立五周年にあたり、これまでアドバイザーとしての立場で関与させていただいている縁からセンターに寄せる期待について幾つか申し述べさせていただきます。もとより、部外者の気楽な放言です。ので気軽に目を通していただければ幸いです。

これまでの研究成果に関する評価

センターはその歴史は浅いですが、本号の他記事で紹介

介されているとおり、これまでに多くの研究成果を挙げており、さらに、年々専門的な手法を駆使し、研究水準も着実に向上していることがうかがわれます。犯罪や非行に関する専門知識とスキルを備え、かつ、実務経験も有している研究者集団は他になく、まずはセンター職員の方々の日々の努力に敬意を表したいと思います。近年、刑事情報連携データベース等の基盤整備がなされ、その強みをいかした分析が期待されているところ、法務省全体を見渡しても、複雑なデータを読み解き、専門的で適切な分析を担える人材がいる部署は限られており、

その点でも効果検証センターにかかる期待は非常に大きくと考えます。また、ご案内のとおり、日本政府として、政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとするという「証拠に基づく政策立案」の推進が謳われていますが、十分に浸透しているとは思えません。その意味でも、センターの活動は、今後、矯正にとどまらず、我が国の行政における政策評価・改善・立案・実行の循環の在り方を示す一つのモデルケースとして誇り得る潜在力も秘めているといっても過言ではありません。

このように、センターはこの数年間で急速に体制を整備しながら十分な成果を挙げており、最前線に立派な活動をされていると思えますが、せっかくなので、今後、センターが更なる発展を遂げるために必要と考える雑感を記させていただきます。

研究成果の外部発信の充実強化

比較的近い将来に実行可能かつ必要性が高い課題とし

て、外部への積極的な情報発信があります。研究水準の高さの反面、矯正外でセンターの存在やその成果があまり知られていないと感じることがあり、残念で歯がゆく思うことがあります。矯正行政全般に通じることかもしれないませんが、「正しいことを黙々とやり続けていればいざれ分かってもらえる」という昭和的美学（奥ゆかしさ）に共感する面もなくはないですが、正しいことを行っている自負があるのであれば、なおさら積極的に情報発信をする必要があります。また、中身の充実と同じくらい見せ方に資源を注力する必要があるようにも思います。とかく、矯正という職場は、頑張りが公に認められる機会が少なく、何かあればバッシングの対象となりがちなため、防衛的な構えをとらざるを得ない面がありますが、日々の矯正施設での取組の意義を十分に理解してもらうためには積極的な発信が必要であり、その点、センターが担う役割は想像以上に大きいように思います。市井の人々の理解を得ることは再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」とします。）の趣旨にかなうだけでなく、矯正行政に対する社会的な認知の向上につながり、ひいては、そこで働く職員の士気の向上や、将来的

には有為な人材の確保にも寄与したりする波及的な効果が期待されます。

外部発信にあたってはターゲットを幾つか分けて戦略的に行う必要があることは釈迦に説法ですが、一方の極には、多くの人に興味を持ってもらうためにどのような情報を伝えるかという工夫があり、他方の極は研究内容の妥当性の担保と内容の洗練のために専門家コミュニティの中で認めてもらうための工夫が求められ、両者ともにセンターが今後取り組むべき課題であると思えます。ここでは後者について焦点を当てると、法務省としての概要のプレスリリース後の二次的なデータの利活用でよいので、査読付の学術雑誌に論文として成果を発表することは必須であると考えます。馴染のない読者の方々に説明すると、査読とは、投稿された論文について、当該分野を専門とする、匿名で複数の研究者が独立して批判的に吟味し、内容の妥当性やオリジナリティなどを確認し、最終的に掲載するか否かの判断材料にする評価を指します。手厳しい査読への対応は気が重いですが、結果として鍛えられ、隙がなく公平で質の高い内容に仕上がることが多いです。また、当該論文そのものへの信頼

度の高まりだけでなく、その研究者の所属する機関自体の信頼性の担保にもつながります。時折「秘匿性の高い機微な情報を扱う矯正行政では外部発信が難しい」旨の声を聞くことがありますが、実際は欧米の刑事司法関係機関でも多くの研究成果が発信されているほか、我が国でも科学警察研究所からは非常に良質な研究成果が国内外の専門誌に多数発表されています。政府のデータに関する基本指針でも、政策の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とするとされており、こうした潮流はいざれ無視できなくなると考えられるところ、その点でも外部への発信の在り方の指針の検討は早急に取り組むべき課題と感じます。

研究テーマに関する部署間のコミュニケーション

アドバイザーとして関与する中では「研究目的が必ずしも明確でない」と感じる課題が時折含まれていることがあります。不躱ながら今後の課題としていただければと思います。組織で働いていると「そもそもの発注がふわっ

として何がしたいのかよく分からない」「求められることが手元の資源ではそもそも達成できないのに理解してもらえない」ということは誰しも（筆者も）経験し、致し方ない面はあるのですが、研究の成否を分けるのは計画段階の緻密さです。そのためにも、計画段階で研究の発注者と実施者がコミュニケーションを丁寧に行い「何のために、何と比較して、何であることを示したいのか」「収集可能なデータで何ができて何ができないのか」の合意形成に時間をかけることが求められます。そして、そのためには、研究を遂行する者だけでなく、研究テーマを設定し発注する側も研究に関する素養を身につける責務があります。仕組みとして機能するよう一つの提案をするのであれば、（詳細は省きますが）医学・疫学の領域で用いられるPICOの枠組みのように、研究計画段階での発注様式に問題の定式化を図る枠組みを導入することで、「ふわっとした」発注が減り、両者の齟齬を小さくすることに寄与するかもしれません。

また、研究は必ずしも現状を追認するために行うわけではなく、結論ありきにならないように注意する必要があります。成果によって様々な余波があることをおそれ

て警戒的になる面は理解できますが、必ずしも期待した成果を得られなかった場合でも、その成果をきちんと公表できることは組織として健全であり、むしろ一つの成熟の証しではないかとも感じます。本来、施策は試行の期間を十分確保して複数の案を検討し、その成果を検証してから最良の選択肢を熟慮の上で選択できれば望ましいでしょうが、現実には人的物的資源が限られ、走りながら考えざるを得ないのであり、そうであれば期待した効果が毎回得られると考えるほうが無理筋です。外部からの誠実で真つ当な指摘は真摯に受け止めて改善につなげ、一方で、熟慮が足りない指摘（失礼！）には淡々と、かつ、理路整然と反論をすればよいように思います。最近ではSNS等で声の大きい人の主張が目立ちますが、世の中には行政の無謬性を信じている人は実はそれほど多くなく、適時適切に方向転換をできる組織のほうが信頼を寄せられるのではないかと思います。

長期縦断研究の実施に係る体制強化

矯正行政をめぐる状況は日々刻々と変化し、限られた

期間で成果を出さなければいけない行政課題も多く、ご苦勞されていることと承知しています。しかしながら、今後、より長期的な視点から縦断研究の実施を検討されてはいかがでしょうか。特別改善指導等のプログラムの効果検証の助言を求められる際にも、効果の指標として追跡期間が短くならざるを得ないことが若干気になります。もちろん「二年以内再入率」自体は政府目標と整合的ですが、「その後、再犯をする一定の人たちが、再犯をしていない一群として分析されている」という視点も持ち合わせておく必要があります。再犯曲線の傾きが一定程度フラットになるところまで追跡できる余地を残しておくことも望まれます。

また、せっかく現場職員に協力いただいて収集し、センターで非常に大変な思いをして加工したデータが一度しか使われないのではもったいないとも感じます。この点については、担当者が短期間で変わる中で長期的な研究をどのように維持管理していくかという問題でもあります。特に、再犯防止の効果を議論する場合、どうしても追跡用の個人特定のキーが必要になり、その場合、データの保存年限の問題も整理を要します。この点は他省庁

や海外の事例を集積することも有意義ですし、特に、北欧諸国では超長期の追跡研究が様々な行政分野のデータを用いて発表されており、その意味では、データ管理も含めた「研究体制の研究」も研究テーマの一つとして検討に値する時期に来ているかもしれません。

倫理審査委員会の常設設置

研究に関する倫理審査委員会の設置も検討に値します。この点については、たまに誤解されている方がいらっしやるのですが、「研究発表のため」に用意する必要があるのではなく、そもそも研究機関であれば当然有していなければならない委員会です。こうした委員会は人権擁護という実質的な機能はもとより、疑念を抱かれることがないように組織を守ることにもつながる面があります。各施設で行う研究は、一義的には施設長の判断があり、用いるデータによっては上級官庁の了承が必要であると理解していますが、将来的には研究に係る倫理審査を一手に引き受ける機関としてセンターがその役割を担うことも可能かもしれません。

多様な研究の推進

あくまで余裕があればということですが、アセスメントツールや教材の開発、プログラムの効果検証以外の研究を行っていくことも望まれます。たとえば、矯正行政や再犯防止に対して一般の方々がどのように捉えているのかといった世論調査が考えられ、再犯防止推進法の条文を字義どおりに読めばそうした研究も求められるのではないかと感じます。また、現場施設に負担をかけないようにするのであれば、既存のデータベースのみで研究を行うことも可能であり、犯罪の同種反復や多種方向性などのクリミナルキャリアの解析が可能ですし、そうしたことができれば国際的にも非常に価値が高いと期待します。さらに、構造上致し方ないとは思いますが、可能であれば効果検証センター職員の間心や経験を踏まえ、独自の研究テーマの設定も可能になると望ましいと感じます。一般に、創意工夫の余地や裁量があることは職務成果に関係があるとされるところ、そうした余白は意外な発見や新たな視点をもたらしてくれるのではないかと

と思われ、マネジメントの観点からも良好な影響をもたらすかもしれません。

現場施設との協同と実務への還元

筆を進めるうちに欲張りになって好き勝手なことを申し上げてしまい、センター職員の皆様からはお叱りを受けるかもしれませんが、今後は現場施設や矯正管区との共同研究、研究のコンサルテーションが進められるとセンターとしての存在感を高められるのではないかと考えます。研究と実務は乖離乖離しているように受け止められることがあります。本来、日々の実務を見直すことにこそ研究の意義があるようにも思います。たとえば、矯正施設では、様々な行政目的から日々膨大な書類仕事が必要など、データ入力や通常業務の帳票の出力に簡易につながり、かつ、系統的なデータ蓄積にもつながることが理想です。たとえば、「重要であるにもかかわらず情報が搭載されていない」「情報として把握はされているものの、規則的・系統的なデータとしては保存されていないために活用できない」ことがあります。もちろ

ん統計の継続性や研究以外の必要性を加味した上ですが、日々の現場施設での文書作成の負担が軽減され、かつ、より直接的に解析に効率的に繋がられるような仕組みを提案できると、研究と実践の好循環が生まれるのではないかと思います。

最後に

最後に、私事で恐縮ですが思い出話を一つ紹介させていただきます。性犯罪再犯防止指導の立ち上げの時期にカナダ矯正局や矯正施設の視察に参加させていただく機会に恵まれました。その際、執筆した刑政の記事を読み返すと、訪問先の一つであるカナダ矯正局に研究部門があり、そこには様々な学問的背景を有する職員が四〇名ほどいると聞かされ驚いた旨の記載を残しています（高橋、二〇〇六）。そこから二〇年ほどが経過し、センターに多くの優秀な職員の方々が配置され、かつ、専門的で素晴らしい調査研究の成果を重ねていることは感慨深いものがあります。ひとえにセンターで日夜スキルを磨きながら研究に励まれている効果検証官・効果検証官補の皆

様のほか、予算や人事の担当者がセンターの設立・整備に奔走いただいたものと思い、僭越ながら劳いの言葉を申し上げて本稿を終わらせていただきます。効果検証センターの益々のご発展を祈念いたします。

【引用文献】

- 高橋哲（二〇〇六）カナダにおける性犯罪受刑者の査定と処遇（前）刑政二一七（四）、一〇八一―一二六。
高橋哲（二〇〇六）カナダにおける性犯罪受刑者の査定と処遇（後）刑政二一七（六）、八四―九四。